

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	1	実施方針	10	第2	3	1)		⑦	配送企業及び設備工事企業として構成企業の参加を希望した場合、「その他企業」として応募できると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	2	実施方針	10	第2	3	1)		⑦	「⑦必要に応じてその他の者を応募者に含めることができるものとする」とございますが、調理設備の調達、設置、維持管理等を行う企業は、その他企業での応募との理解でよろしいでしょうか。	No1をご参照ください。
質問	3	実施方針	10	第2	3	1)		⑦	「その他企業」として、参加を行う場合の資格要件はありますでしょうか。	「第2/3/2) 応募者の構成員の制限」が参加資格要件となります。
質問	4	実施方針	11	第2	3	3)	(1)	④	HACCPに関する相当の知識を有している設計企業は1社満たしていれば良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	5	実施方針	17	第4	2				現況、敷地を囲んでいる樹木の種類と本数や高さなどの仕様や、現在の管理状況が分かる資料をご教示いただきたくお願いいたします。	クスノキについては、約80本程度が植えられております。高さに関する資料はありませんので、現地にでご確認ください。なお、隣接する電柱の高さが約16mです。 また、地元管理であるため管理状況がわかる資料はありません。しかし、地元で対応できない管理については、現在、幸スポーツ広場を所管している「『スポーツのまち』づくり課」が行っており、毎年の剪定等に35～50万円程度、台風による枝折れ等の処分に各30万円程度の経費がかかっております。ただし、現地説明会でもご覧いただいたとおり、剪定と言っても必要最小限であることに留意してください。
質問	6	実施方針 (リスク分担保)	22	別紙	15				物価変動の※2の注釈について、No. 15についても適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	7	実施方針 (リスク分担保)	22	別紙	15、 16				※2の注釈について、“一定範囲の物価変動は選定事業者～”との記載がございますが、一定範囲として想定されている数値についてご教示ください	入札公告時に公表する事業契約書（案）の中で示します。
質問	8	実施方針 (リスク分担保)	22	別紙	22				※3の注釈について、“一定範囲の損害は選定事業者～”との記載がございますが、一定範囲として想定されている数値についてご教示ください	入札公告時に公表する事業契約書（案）の中で示します。
質問	9	実施方針 (リスク分担保)	23	別紙	33				土壌汚染の調査が必要となった場合の調査費用も含まれる、との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	10	実施方針 (リスク分担表)	23	別紙	33、 35、 38				土壌汚染や地中支障物が確認された場合、その対策により工期遅延が生じた場合は、リスク分担表No. 40の”市の帰責事由によるもの”に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	11	実施方針 (リスク分担表)	23	別紙	54、 55				光熱水費の変動のNo.54・55のリスクについて、選定事業者に示されている△の負担について、貴市のお考えをご教示いただきたくお願いいたします。	一定範囲の物価変動は選定事業者、それ以上の物価変動は市が負うことを想定しています。その範囲については入札公告時に公表する事業契約書（案）の中で示します。
質問	12	要求水準書(案)	2	第1	2	4)	(4)		非常時も食事を作る対策が必要との認識でよろしいですか。	別添資料11「災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書」に基づき、避難所が設置される各小中学校へ炊き出しを提供できるようにしてください。詳細は提案に委ねます。
質問	13	要求水準書(案)	8	第1	6	1)			敷地の地名地番が他3筆の記載ですが、地番をお教え下さい。	事業用地は、豊橋市曙町字南松原162番1、162番3、169番2、174番2の4筆です。ただし、路側帯拡幅工事に伴う道路用地がこれ以外にも含まれることにご留意ください。
質問	14	要求水準書(案)	10	第1	6	2)			光熱水費は、一部を除いて全て選定事業者の負担とするとありますが、要求水準書(案)P32～33に記載されている3場体制への移行に伴う新たなコンテナ及び食缶消毒保管庫などの設置後には光熱水費が上がる可能性があります。それにあたり、設備費と同様に光熱水費の増額費用が発生した場合は事業費を見直しすることはお考えでしょうか。	他と同様に、市と選定事業者の協議の上、市が費用負担することとし、要求水準書（案）を修正します。
質問	15	要求水準書(案)	11	第1	7	1)	(1)		施設の供給能力は「1日概ね12,000食」とのことですが、3場体制移行時（平成42年）には12,100食推計との記載があります。12,000食を上限と理解してよろしいでしょうか。	市の財政負担を軽減する観点からは、十分に食数が減少し次第速やかに3場体制に移行することが望ましいと考えています。平成42年度の食数は推計であり3場体制移行時の食数が確定しているわけではありませんが、前述の趣旨からは12,000食ギリギリでの対応をお願いすることもあり得ます。その場合に、日々の食数の変動で一時的に12,000食を超える可能性は排除できません。その趣旨で、要求水準書（案）11ページにて「概ね12,000食」との規定をしております。施設整備に関して、12,000食を上限に整備するのご理解はのとおりですが、運営業務については上記の理由から概ね12,000食とご理解ください。この場合の、サービス対価の変動費については提供された食数を基に市から選定事業者にお支払いします。
質問	16	要求水準書(案)	11	第1	7	1)	(2)	ウ)	資料11も拝見しましたが、揚げパンなど本施設で加工の必要な米飯・パン献立は想定していないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	17	要求水準書(案)	12	第1	7	3)			「3場体制移行時に～配送者の駐車場等について、十分対応できるように施設整備をしておく必要がある」とありますが、開業当初から平成42年(2030年)の施設稼働状況に合わせた施設として建設する必要があるのでしょうか。	3場体制移行時に、供用開始時とほぼ同じ食数となっても、クラス数と学校数が増えることが見込まれます。そのために、クラス数や学校数の増加に伴い増える備品等の保管のためのスペースを予め見込んで設計をしておく必要があります。具体的には、食缶消毒保管庫、コンテナ消毒保管庫等及び配送車両を新たに設置・調達した場合のスペースを予め見込んで設計しておく必要があります。
質問	18	要求水準書(案)	15	第1	7	4)			LCC試算時には、2021年度より2035年度までの予測数値(児童生徒及び教職員数)の通り、試算を行えば宜しいでしょうか。	3場体制移行に伴う学校数・クラス数の増加を原因とする費用は市の負担とするとしておりますので、3場体制に移行しない場合の児童・生徒数を基に入札価格を算出してください。そのため、要求水準書(案)の当該箇所につきましては、3場体制に移行しない場合の食数を追加しました。
質問	19	要求水準書(案)	15	第1	7	5)			LCC試算にあたり、施設稼働日数が約195日の稼働を予定している。と記載されていますが、過去数年間の稼働日数は191～193日と明記されています。試算時には、195日の試算で宜しいでしょうか。	195日で試算してください。
質問	20	要求水準書(案)	15	第1	7	5)			運営期間の稼働日数に関する試算条件は、「195日」とするとう理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	21	要求水準書(案)	16	第2	1	1)	(1)	ア)	「豊橋市が景観法に基づき策定中の景観計画」が平成31年度公表予定とあり、適合させるとありますが、平成31年度公表の場合、提案内容を適合させることが困難と思われま。落札者が協議という考え方でよろしいでしょうか。ご指示願います。	ご理解のとおりです。
質問	22	要求水準書(案)	17	第2	1	1)	(6)	ア)	自然災害時の対応等に関する基本的要件の自然災害とは、震災などの大規模災害のみを想定しましたら宜しいでしょうか。その他想定がございましたら教えていただけませんか。	台風による停電等も想定しています。
質問	23	要求水準書(案)	22	第2	3	3)	(1)	オ)	事業者用駐車場の台数を確保するために2階建て自走式駐車場を設置することは可能でしょうか。ご指示願います。	提案に委ねます。
質問	24	要求水準書(案)	22	第2	3	4)		オ)	「便所は、食品を扱う場所及び洗浄室から3m以上離れて場所に設ける」とは、動線距離との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	25	要求水準書(案)	23	第2	3	4)		カ)	2階に洗濯機や流し台等を設置する場合、その排水は雑排水配管との認識で、污水配管の制限を受けるものではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	26	要求水準書(案)	25	第2	3	5)			[食材搬入用プラットホーム] 専用の室で荷受される一般食品（冷凍食品）とは具体的にどのような食品か例示していただくことは可能でしょうか。	一般食品として、冷凍加工品（冷凍豆腐、ミンチカツ、ほきフライ、厚焼卵等）、豆腐類、乳製品、練り製品、乾物、レトルト・缶詰、水煮、調味料等を想定しています。
質問	27	要求水準書(案)	25	第2	3	5)			[非常時用備品庫] 「プラットホーム側と入替室側の双方に動線を設ける」と記載がありますが、入替室とは野菜類、一般食品、魚・肉・卵類のどの入替室をお考えでしょうか。 また、1200個収納できるスペースを入荷側に配置する場合、荷受け・検収スペースが狭くなる可能性があります。事業者の提案によるものとして、1階の他の場所に配置することは可能でしょうか。	前段につきましては、一般食品の入替室と考えます。 後段につきましては、提案に委ねます。ただし、防災用備蓄食品の使用時に、調理場への搬入経路、動線等が衛生的に取り扱うことができることが前提です。
質問	28	要求水準書(案)	25	第2	3	5)			[非常時用備蓄庫] 非常時用備蓄庫内に収納する防災用備蓄品の箱（52 cm×28 cm×8 cm）のひと箱あたりの重さはどの程度でしょうか。ご教示願います。	一箱あたり6.6Kgです。
質問	29	要求水準書(案)	25	第2	3	5)			[非常時用備蓄庫] 非常時用備蓄庫内に収納する防災用備蓄品の箱（52 cm×28 cm×8 cm）は何箱かがひとつの段ボールに収納されているのでしょうか。納品状況をご教示願います。	防災用備蓄品（52cm×28cm×8cm）一箱（段ボール箱）に、備蓄カレーが30個収納されています。
質問	30	要求水準書(案)	26	第2	3	5)			[各入替室] 日の納品量によって必要なスペースが変わってくると思われませんが、各入替室間は壁等で区切り、それぞれ独立した部屋とする必要がありますでしょうか。	肉魚卵類のプラットホームは他のプラットホームから独立とし、各入替室は各々が扉等で区切られることを想定しています。
質問	31	要求水準書(案)	26	第2	3	5)			[一般食品入替室] c. 上処理室への動線を確保することとありますが、一般食品入替え室を経由し、上処理室へ運ぶ食材は何を想定されていますでしょうか。	一般食品用プラットホームから搬入された食品のうち、揚物・焼物・蒸し物室へ運ばれる食品以外の食材を想定しています。（例、練り製品、豆腐類、レトルト食品、水煮食品等）
質問	32	要求水準書(案)	26	第2	3	5)			[泥落し室] 泥落し室のピーラーは移動式とする…とありますが、食品に応じた作業ができれば固定式の提案でも宜しいでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	提案に委ねます。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	33	要求水準書(案)	26	第2	3	5)			[泥落し室] 泥落し室のピーラーは移動式とするなど、食品に応じた作業に対応…とありますが、貴市が移動式を推奨するに至った食品に応じた作業の具体例をご提示お願いします。	No32を参照してください。
質問	34	要求水準書(案)	27	第2	3	5)			[野菜下処理室] 加熱しない食品が献立にない日に、加熱しない食品用のレーンで加熱する食品の洗浄を行うことは問題ないでしょうか。	「学校給食衛生管理基準」第2/ (2) /③シンク を順守してください。
質問	35	要求水準書(案)	27	第2	3	5)			[冷蔵室・冷凍室] d「冷蔵室は送り側が汚染区域、受け側が非汚染区域」とございますが、bで「冷蔵室は冷凍食品等を収納する。焼物・揚物・蒸し物室への動線に留意する」で冷凍食品の中に冷凍野菜がございますでしょうか。冷凍野菜がある場合、野菜下処理室での処理から上処理室への動線となることが想定されますが、冷凍野菜がある動線等の場合のお考えをご教授ください。	冷凍食品の中に、冷凍野菜は含まれないと考えます。
質問	36	要求水準書(案)	27	第2	3	5)			[冷蔵室・冷凍室] d「魚・肉・卵類を収納する冷蔵庫は送り側が汚染区域、受け側が非汚染区域」とございますが、この用途の冷蔵庫を冷蔵室として設置することは可能でしょうか。	パススルー型を想定しています。
質問	37	要求水準書(案)	28	第2	3	5)			[洗浄室（汚染作業区域）] dにおいて、汚染物が本施設に持ち込まれた場合は、施設の外で消毒処理してから中に持ち込むという方法で宜しいでしょうか。 また、学校で嘔吐が発生した場合の食器等は、学校側で消毒などの一次処理がなされたものが本施設に持ち込まれるという理解で宜しいでしょうか。	前段については、提案に委ねます。 後段の学校での対応については、ご理解の通りです。
質問	38	要求水準書(案)	30	第2	3	5)			[アレルギー対応特別室] c「アレルギー品目を増やす時に調理設備を増設する」とございますが、品目増加時のアレルギー対応食の食数増加は、P.11(3)アレルギー対応(提供食数の増大)に記載の、100食程度が上限という考え方でよろしいでしょうか。	P31 アレルギー対応特別室 dに記載のとおり、1日あたり100食程度に対応できる室としてください。
質問	39	要求水準書(案)	30	第2	3	5)			[アレルギー対応特別室] 「将来的なアレルギー品目の拡充にも対応できるように、特定原材料のアレルギー対応食の調理が可能となる設計」とありますが、スペースや設備を検討する上で、献立例をお示しいただくことは可能でしょうか。	現時点で具体的な想定をしていないため、献立例をお示しすることができません。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	40	要求水準書(案)	31	第2	3	5)			[添物用仕分室] b「添物の搬入は原則食材搬入用プラットホームから行う」とございますが、添物用の食材プラットホームを配送風除室側へ添物専用として設けることは可能でしょうか。	食品の荷受けは、食材搬入用プラットホームで行ってください。
質問	41	要求水準書(案)	31	第2	3	5)			[添物用仕分室] 前日納品とありますが、概ね何時頃に納品されますでしょうか。	要求水準書(案) P.92にあるとおり「前日の13:30～14:00」です。
質問	42	要求水準書(案)	32	第2	3	5)			[コンテナ室] 「i.3場体制移行に伴う～市が費用負担をする。」との記述がありますが、消毒保管庫の増設に必要なスペースのみ確保しておいて、増設に伴う費用は本事業費に見込まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	43	要求水準書(案)	33	第2	3	5)			[前室] 靴は十分な数を洗浄・消毒できる設備…とありますが、貴市が想定する靴洗浄とはどのような内容でしょうか。ご教授願います。	提案に委ねます。
質問	44	要求水準書(案)	33	第2	3	5)			[前室] 靴は十分な数を洗浄・消毒できる設備…とありますが靴洗浄のための洗場の設置を要求されているのでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	No43を参照してください。
質問	45	要求水準書(案)	33	第2	3	5)			[食堂] 「会議室」「試作室」「研修室」に関しては一体とする事は可とされておりますが、省スペース及び費用削減の観点からも、「食堂」も併せて一体とする事はお認め頂けますでしょうか。	食堂は、調理場勤務者が食事をする部屋と想定しています。検便を実施していない一般の方と交差することは認めません。
質問	46	要求水準書(案)	34	第2	3	5)			[調理員用便所] j 誰が何時に入ったか記録をとれるようにすること。につきまして、具体的にどのような物を想定されていますでしょうか。	提案に委ねます。
質問	47	要求水準書(案)	36	第2	3	5)			[玄関] 「市職員、事業者従業員及び外来者が利用する出入口」と記載がありますが、出入口は1ヶ所をお考えでしょうか。事業者用を別に設けた提案は可能でしょうか。	提案に委ねます。
質問	48	要求水準書(案)	36	第2	3	5)			[玄関] 設置する郵便受けは、市側用と事業者用の2つ以上を設置するとの考えでよろしいでしょうか。	提案に委ねます。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	49	要求水準書(案)	36	第2	3	5)			[研修室] c会議スペースとありますが、何名想定でしょうか。	bに記載のとおり100人程度を想定しています。
質問	50	要求水準書(案)	37	第2	3	5)			[見学通路] 必ず設置しなければならない設備をご提示いただけませんかでしょうか。また、電源等の接続は不要と考えて宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
質問	51	要求水準書(案)	37	第2	3	5)			[見学者通路] gのエアシャワーや回転釜等の設備設置の想定に関しては、コストや建築面積に大きく影響すると考えられます。「例えば」と表記されている事からも、機器設置に関しては事業者判断との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	52	要求水準書(案)	38	第2	3	5)			[事業者用事務室] bにおいて、事業者が不要と判断した場合には設置しなくても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	53	要求水準書(案)	38	第2	3	5)			[事業者用事務室] 「1階の玄関ホールに面した場所に配置」と記載がありますが、事業者が運営上問題ないと判断した場合、2階に配置することは可能でしょうか。	1階の玄関ホールに面した場所に設置してください。
質問	54	要求水準書(案)	41	第2	3	6)	(2)		電気設備につきまして、励磁突入電流に対する対策等の記載がございません。対策の必要はありますでしょうか。	選定事業者にて確認をしてください。中部電力より対策を求められた場合は、必要な対策を講じてください。
質問	55	要求水準書(案)	41	第2	3	6)	(2)		電気設備につきまして、非常用電源設備について、法令等による防災時設置以外に対策を講じる必要がある部屋や設備はありますでしょうか。	具体的な想定はしていません。提案に委ねます。
質問	56	要求水準書(案)	41	第2	3	6)	(2)	ア)	「(ア) 事務室に集中管理パネルを設置」と記載されておりますが、この事務所は市職員又は事業者のどちらを想定されておりますでしょうか。ご教示ください。	基本的には事業者側を想定していますが、防犯や防災設備の監視にかかるものについては、両方を想定しています。
質問	57	要求水準書(案)	43	第2	3	6)	(2)	カ)	誘導支援設備について、玄関と事務室間に…ありますが、事務室とは市職員用と事業者用との理解し、2系統のインターホン設備を設けるとの理解でよろしいでしょうか。	両方を想定しています。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	58	要求水準書(案)	43	第2	3	6)	(2)	キ)	「作業モニタリングを目的とし、主要な調理作業室において作業状況を目視」とありますが、2階の見学通路からの目視を想定されていますでしょうか。	モニタリングは調理室に入ることも想定しています。
質問	59	要求水準書(案)	46	第2	3	6)	(3)	ク)	前室から調理室への出入口にはエアシャワーを設置とありますが、汚染作業区域用、非汚染作業区域用などすべての前室の調理室への出入口にエアシャワーの設置が必須となりますでしょうか。	提案に委ねます。
質問	60	要求水準書(案)	46	第2	3	7)	(1)	ア)	仕上について「建築設計基準（最新版）」に記載される項目の範囲と同等以上とありますが、庁舎に適用されるものであり、給食センターにはそぐわないと考えます。ご確認ください。	同等以上の仕上げが適切と判断し記載していますが、煮炊き調理室等の「建築設計基準（最新版）」に例示の無い室については、7) (2)～(4)によってください。
質問	61	要求水準書(案)	48	第2	3	8)	(2)	ア)	道路の拡幅幅については50cm程度とありますが、具体的な数値が提示されるのでしょうか。それとも50cm以上という解釈で宜しいでしょうか。	ア) (ア)～(キ)に記載のとおりです。 (ア)のとおり、「幅員について市と協議を行」い、その際には「道路沿いのクスノキをできる限り残すように」します。その目途として、「概ね50cm程度の拡幅を想定して」います。 (イ)のとおり「曙町・浜道町52号線については、概ね現有の万代塚やフェンスまで」と想定しています。 (ウ)のとおり「西幸町16号線については、先に分筆を行うが、できる限りクスノキを残すようにし、曙町・浜道町52号線と同等の道路幅員になるように整備」します。 (オ)のとおり「拡幅する道路用地について、予め道路管理者とその幅員や構造等について協議」をしてください。 また(カ)のとおり、曙圧力制御所に隣接する箇所については、上下水道局浄水課の承諾を得るようにしてください。
質問	62	要求水準書(案)	48	第2	3	8)	(2)	ア)	クスノキの詳細な伐採箇所については提案によると考えれば宜しいでしょうか。	ア) (キ)については、記載のとおり「市と協議の上で伐採・抜根」してください。 イ) (ア) (イ)、及びウ) (ア)については、記載のとおりです。 残った樹木については、ウ) (イ)に記載のとおり「市と協議の上で適宜間引」いてください。
質問	63	要求水準書(案)	48	第2	3	8)	(2)	ア)	道路沿いのクスノキをできる限り残すとありますが、事業期間中に既存樹木が原因で道路面が隆起した場合の修繕は、貴市にて対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	樹木の管理は施設管理者で行う必要があることから、施設管理者である選定事業者の費用負担にて対応をお願いします。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	64	要求水準書(案)	48	第2	3	8)	(2)	ア)	架空線への影響や落ち葉による雨水排水への影響を鑑みると全数伐採抜根が適当と考えます。 歩道の整備拡張に支障の無い樹木を残す理由は何でしょうか？ 改めて樹種や樹齡を揃え、景観を構築していくことも一案では。	市としてできる限り緑を大切にするという考えによるものです。
質問	65	要求水準書(案)	48	第2	3	8)	(1)	オ)	既設の構造物（クラブハウスなど）の撤去について、アスベスト等撤去の際に特別な措置を必要とするものは含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	調査や検査をしたことが無いため不明です。
質問	66	要求水準書(案)	51	第2	3	8)	(6)	オ)	合流式下水道への接続工事や工事に伴う各種申請等は事業者側で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	67	要求水準書(案)	52	第2	3	8)	(10)	ウ)	隣接する174番1他2筆を公園として整備するとありますが、他2筆の地番をお教え下さい。又、建設予定位置との繋がり（公園からのアクセス等）は特に不要と考えて宜しいでしょうか。	豊橋市曙町字南松原174番1、189番1（のうち暗渠部分）、173番3に公園を整備する予定です。 本施設と公園との直接の行き来は、想定していません。
質問	68	要求水準書(案)	53	第2	4	3)	(1)	イ)	住民の方はどの程度本事業について理解頂いてるでしょうか。	自治会長や利用者団体の方を通じて、事業の内容やスケジュール等について市から説明を行っております。 その際には、本施設が稼働することに伴う配送車や従業員の通勤車両の行き来等に関する配慮や、児童生徒の通学時の安全確保、植栽の剪定等適切な管理を求められております。
質問	69	要求水準書(案)	58	第2	6	4)	(1)	ア)	(ア)「内装は衛生管理が容易に行えるステンレス製とする」とありますが、(カ)プレハブ式の冷凍庫・冷蔵庫を採用した場合の内装でのパネル材質や仕様は、衛生管理が容易に行える仕様であれば自由提案でよろしいでしょうか。	提案に拠らず、原案のとおりとします。
質問	70	要求水準書(案)	60	第2	6	4)	(3)	オ)	(ウ)「消毒中の庫内温度や時間の記録を提出することを考慮」とありますが、消毒中の設定温度に到達した時間とその時の庫内温度の記録を提出できる機能と考えてよろしいでしょうか。 P.105-6-2) - (2) -イ) では「設定温度を確認し、温度の記録を残すこと」と記載されているため、このような理解でよろしいでしょうか。または、消毒稼働中の全記録を提出するための機能を有した機器の仕様を想定されておりますでしょうか。	消毒の開始から終了までの温度を管理できる機能を有した機器の仕様を想定しています。なお、1分単位での記録は不要としますが、例えば、5分～10分間隔での庫内温度の記録を提出していただくことを想定しています。
質問	71	要求水準書(案)	60	第2	6	4)	(3)	エ)	スプーン洗浄機等については、確実な洗浄性能を有すれば、スプーンは他の洗浄機で洗浄する提案も可能でしょうか。	提案に委ねます。
質問	72	要求水準書(案)	62	第2	7	2)		イ)	食器3点とも毎日使用する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	73	要求水準書(案)	63	第2	7	2)		エ)	食缶3点とも毎日使用する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	74	要求水準書(案)	63	第2	7	2)		カ)	フォークを使って食べる献立の想定はありませんでしょうか。	想定はありません。
質問	75	要求水準書(案)	63	第2	7	2)		エ)	和え物等の食缶について、給食時間まで適切な保冷温度を保つことができる仕様であれば、蓄冷剤を用いなくてもよろしいでしょうか。	今年の夏のように非常に暑い日においても、給食時間まで適切な保冷温度を保つことを前提とし、提案に委ねます。
質問	76	要求水準書(案)	64	第2	7	2)		ク)	3場体制移行に伴うクラス数の増加への対応と費用負担のうち、3場体制移行に伴う新たな食缶・コンテナ・その他の配膳器具等の調達については貴市の費用負担となっていますが、これは入札額に含まず、別途貴市が負担されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	77	要求水準書(案)	68	第3	2			オ)	「リハーサルでは給食を受配校まで配送し、配膳は行わずに本施設に持ち帰ることを想定」と記載されておりますが、配送された食缶・食器等を使用した配膳業務のリハーサル(各配膳室への運搬など)は実施してもよろしいでしょうか。ご教示ください。	提案に委ねます。ただし、受配校の了承を得ることが前提です。
質問	78	要求水準書(案)	68	第3	2			コ)	市が行う内覧会と見学・試食会について、回数又は期間の想定はございますでしょうか。事業者の開業準備作業に影響がある為、ご教示ください。	現時点で具体的な想定はしておりませんが、北部調理場の時の実績は以下のとおりです。なお、北部調理場の時と異なり、本施設に最寄りの小学校である幸小学校は、非常に児童数が多いことを申し添えます。 H22. 3. 3 内覧会 来賓40名、地元小中学生73名 試食無し H22. 3. 30 竣工式 来賓41名、関係者26名 試食有り H22. 4. 1 供用開始
質問	79	要求水準書(案)	68	第3	2			コ)	開業準備業務で実施予定の、市が行う内覧会、見学・試食会の頻度はそれぞれどの程度を想定されておりますでしょうか。	No78をご参照ください。
質問	80	要求水準書(案)	68	第3	2			コ)	市が行う内覧会、竣工式・試食会、見学・試食会の費用負担は市側との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、光熱水費や選定事業者の社員の人件費等、費用負担の切り分けが困難な項目につきましては、選定事業者の負担とします。
質問	81	要求水準書(案)	68	第3	2			サ)	市の既存調理従事者と配膳員の現行人数や勤務形態(勤務時間や処遇)、平均賃金(時給等)など可能な範囲で開示して頂けますでしょうか。今後の事業費の試算に関わる為、ご教示ください。	別添資料13「既存調理従事者等の人数・勤務形態等」を参照してください。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	82	要求水準書(案)	71	第4	1	4)			「・・・今後10年間の計画(項目と費用など)を毎年度当初に市へ提出すること。・・・」との記載がございますが、こちらは例えば維持管理・運営期間の初年度には初年度～10年目までの計画、10年目には10年目～20年目までの計画を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	83	要求水準書(案)	78	第4	6	3)		ア)	(ア)食器の更新は事業期間中15年間で、2回の更新という考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	84	要求水準書(案)	79	第4	6	3)		ア)	(エ)トレーの更新は事業期間中15年間で、「5年～6年を目途に更新」とございますが、更新回数の指定はございますでしょうか。	提案に委ねます。 ただし、特別支援学校で使用することに留意し、特に衛生的かつ安全に使用できるトレーを用いるようにしてください。 経年劣化で割れる恐れがあるものについては、事前に更新するようにしてください。
質問	85	要求水準書(案)	90	第5		9)		ア)	調理場で炊き出しを行いとの記述がありますが、災害時には本施設内の調理場を利用して炊き出しを行うとの認識で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	86	要求水準書(案)	90	第5		9)		ア)	災害時に利用を想定されている調理機器は何でしょうか。	提案に委ねます。
質問	87	要求水準書(案)	90	第5		9)		イ)	毎年の総合防災訓練等において行う炊き出し訓練は、どこで行うのでしょうか。	現在は、総合防災訓練において、サテライト会場として一部の小学校が選ばれます。現在は、当該小学校の所管の調理場にて、4調理場の調理従事者各5名程度、計20名程度が集まり、回転釜で炊飯を行い、おにぎりを作り、サテライト会場へ配送しています。
質問	88	要求水準書(案)	91	第5	2		(1)		「食数調整業務」につき、事業者の配膳職員が各学校職員と連携して日々の食数を確認・調整・管理するという事でしょうか。 学校ごとの職員体制等にも影響を受け、アレルギー食の有無にも関わるかと思われ、本来市業務とする事が一般的かと考えますが、再考頂けないでしょうか。	現在、各学校の教職員が所管の調理場へ食数を報告・連絡をしています。その取りまとめを、直営調理場は市が行い、民営化している調理場につきましては民間事業者が行っております。本事業においても、選定事業者の業務範囲とします。 なお、業務の大きな流れとしましては、前月に翌月の食数の見込みを、所定の様式にて、学校から調理場へ報告し、調理場で食数をとりまとめます。その後、調理場と学校との間で取りまとめ結果の確認を行います。以後は、当該取りまとめの結果に対し変更があった場合に、電話やFAX、書類にて学校から調理場へ連絡があります。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	89	要求水準書(案)	91	第5	2		(1)		上記質問「食数調整業務」に関し実施方針説明会時に、連絡やり取りはFAX等を利用との説明が御座いましたが、事業者にて各配膳諸室にFAX電話を設置する事は困難かと考えられますが、学校側のFAX電話を利用して頂く事は可能なのでしょうか。	No88のとおり、学校から調理場への報告は教職員が行います。
質問	90	要求水準書(案)	92	第5	3	1)	(1)		食材の納入時間において、じゃが芋や玉ねぎ等の根菜類も当日納品でしょうか。また皮むきの根菜類が納品されることはありますでしょうか。ご教示ください。	納品についてご質問のとおりです。
質問	91	要求水準書(案)	92				1)	(1)	冷凍物資の搬入は、例えば魚や肉であれば魚肉卵類用プラットホームからの搬入といったように食材種別ごとに異なるプラットホームからの搬入となりますでしょうか。	食材別ではなく、汚染度を基準に考えます。
質問	92	要求水準書(案)	97	第5	4	1)	(8)	イ)	アレルギー対応食調理において、下処理後の作業はアレルギー対応食特別室にて行うとありますが、例えば煮炊室から一般食の調理途中（対応品目が投入される前）から取分けて特別室に持ち込むことは出来ないと言う解釈でよろしいでしょうか。ご教示ください。	取り分け後の調理は不可とします。
質問	93	要求水準書(案)	105	第5	6	2)	(3)	ア)	「学校から回収した児童生徒等の食べ残しに伴う残滓やごみ」の処理において、各学校への直送品（ご飯・パン・デザートのおべ残しや容器等）や添物の袋は含まれますでしょうか。ご教示ください。	ご質問のとおりです。
質問	94	要求水準書(案)	106	第5	6	2)	(3)	イ)	事業者にて豊橋市バイオマス利活用センターへ持ち込む際の費用負担についてご教示下さい。また事業者負担とする場合の単価目安等を提示して頂く事は可能でしょうか。また、生ごみ運搬の際には、専用車両（配送車両とは別）の事業者での調達と、運搬の関する特殊免許は必要でしょうか。	費用負担はすべて選定事業者となります。単価については、「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」別表第1を参照してください。廃棄物の運搬に関する事項については、本市廃棄物対策課へご相談ください。
質問	95	要求水準書(案)	106	第5	6	2)	(3)	カ)	自然災害等による食材ロスの廃棄処分費用の負担が協議にて決定となっておりますが、事業者負担とする事もあるのでしょうか。	市と選定事業者の協議の上、市が負担することとし、要求水準書（案）を修正します。
質問	96	要求水準書(案)	109	第5	8	2)		ア)	直送品の検収（主食・牛乳・デザート）となりますが、それぞれ何時ごろに各学校に納品されますでしょうか。また早い時間（配膳員の勤務前）に納品されている場合は、現状はどのように納品や検収対応されていますでしょうか。ご教示ください。	通常9:00～11:00の間に納品されます。その際、牛乳及び冷蔵が必要なデザートは、各納入業者が牛乳用冷蔵庫（及びデザート用保冷ボックス）に納品します。検品は学校の給食配膳員が出勤してから、納品伝票と現品を確認します。主食は運搬車へ載せておきます。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	97	要求水準書(案)	109	第5	8	2)		イ)	3～5年で配属校を異動させるとの事ですが、該当年度以降も異動せず継続して勤務した方が円滑に業務が遂行できると判断した場合には、同校勤務を継続する事はお認め頂けますでしょうか。	異動を基本としますが、例外として、円滑な業務遂行を前提に可とします。
質問	98	要求水準書(案)	110	第5	8	2)		ウ)	安全靴の調達に関して、事業者が運営上不要と判断した場合に、衛生状態を保った通常の作業靴とする事はお認め頂けますでしょうか。	以前に、給食配膳員が調理場から届いたコンテナを移動させている時に、コンテナのキャスターに足を挟み複雑骨折をするという労働災害が発生しました。その際に、労働基準監督署より是正勧告を受け、安全靴に変えたという経緯があります。対策について、安全靴に限定はしませんが、必要な対策を講じてください。
質問	99	要求水準書(案)	110	第5	8	2)		オ)	3ヶ月に1回の法律に基づく「牛乳用冷蔵庫の簡易点検」とは、具体的にどのような作業が発生するのでしょうか。	3か月に一度、目視確認等により ・牛乳用冷蔵庫からの異音 ・牛乳用冷蔵庫の外観の損傷、腐食、錆び、油にじみ ・熱交換器の霜付き 等 について、点検を行い記録をつけています。
質問	100	要求水準書(案)	111	第5	10	2)		イ)	児童生徒の見学は定期的に想定されていますでしょうか。想定されている場合、年間の回数や1回あたりの人数(クラス単位又は学年単位)、大型バスの利用(最大台数含め)等をご教示ください。	多くの児童が見学に来てほしいと考えておりますが、具体的な方策については今後検討しますので、現時点で想定しているものではありません。
質問	101	要求水準書(案)	111	第5	10	3)			児童生徒が栽培・収穫する青果物はどのようなものがありますでしょうか。ご教示ください。	キャベツ、ミニトマト、さつまいも等です。
質問	102	要求水準書(案)	113	第5	13	2)			各校配布用献立の配布に関しては、必要部数の印刷は市業務との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	103	要求水準書(案)	113	第5	13	4)			駐車場開放が行われた際の交通誘導など駐車場管理や、発生した問題への対処につきましては、貴市にてご対応されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については借主による対応を想定しており市が行う予定はありません。 後段については、ご理解のとおりです。 なお、駐車場利用者が進入禁止区域に入ることを防ぐために必要な備品の用意や配置計画等、一定のハード面での対応は、選定事業者にてご対応ください。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	104	資料7-1							くすのき特別支援学校はランチルーム対応との事ですが、配膳職員がカウンターに立っての上下膳対応や、刻み食等の特食対応を実施するという事は無く、コンテナ運搬のみの配膳業務との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問	105	資料9							献立表では、揚物機（フライヤー）と焼き蒸し物器（スチームコンベクションオープン）が同時に稼働する献立は無いように見受けられますが、同時稼働は無いものとして理解して宜しいでしょうか。	同時稼働も想定しています。
質問	106	資料9							和え物と果物は、同日提供はしないとの理解で宜しいでしょうか。	同日提供も想定しています。
質問	107	資料9							果物のりんごなどの皮むき作業は行うのでしょうか。芯取り、分割作業のみでしょうか。	柿、梨等の皮むきも想定しています。甘夏等の切れ込みも想定しています。
質問	108	資料9							平面図に25m、20mの点線がありますが、フェンスや通用門を設ける等の整備が必要な位置と考えて宜しいでしょうか。（点線で囲まれた部分を曙圧力制御所のエリアとし、今回計画する敷地対象から除外すると考えて宜しいでしょうか。）	資料5-3の点線の範囲内については、要求水準書（案）p.50（4）ア）に記載のとおり曙圧力制御所の維持管理のため、及び、将来的な配電盤等の移設のスペースを確保するため、当該範囲内に建築物等を設けないよう指定しているものです。 上記の目的に反しない範囲で、通常時はマンホールの上部を通行等の用に供するのは構いません。 なお、緊急時及び点検時には、車両駐車スペース、車両通行ルート及び点検スペースを確保し、施設の運用に支障が生じないようにしてください。 資料5-3の範囲について ・事業用地と区画を分けて、専用の通用門を設けて、上下水道局の職員の動線等を確保 ・事業用地（車両の通行スペース等）として利用し、選定事業者と上下水道局の職員が共通の門扉を利用する形で、上下水道局の職員の動線等を確保 いずれの対応も可能です。 ただし、後者による場合、上下水道局の職員が365日24時間対応可能であること、及び配電盤等が移設された場合においても対応できるようにする必要のあることにご留意ください。
質問	109	配膳室見学							配膳室現地見学の際に拝見した、児童が運搬に使用しているL字台車等の維持修繕及びその費用は、原則学校（市）側負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
質問	110	説明会							隣接地のJAあいち家畜市場が売却され、オフィスと住宅になることですが、具体的な規模やイメージなどはございますでしょうか。	J Aあいち経済連の家畜市場の移転に伴い、J Aあいち経済連が平成31年度中を目途に再開発の計画を策定される予定とのことです。
質問	111	説明会							非常用倉庫に備蓄カレーを全調理場食数分保管することと説明されましたが、賞味期限の対応について決まりごとがあればご教示下さい。(通常は防災訓練等の際に提供しますが、全食数分となるとかなりの数量になると想定されます。)	現状では、1万食分を年度当初に購入しています。年度途中で調理場で事故があった場合には、当該備蓄カレーを事故があった調理場にて使用しています。さらに、毎年3月11日に各調理場で順番に給食の献立として提供しています。その後翌年度の当初に、使用した分を補充しています。 防災訓練の時には使用していません。 現在は消費期限5年の商品を購入しています。 前述のとおり、現状では1万食分しか保管できないため、本施設の整備に伴い市内全小中学校及びくすのき特別支援学校分の保管ができるようにすることを想定しており、これ以上の食数を保管することは想定していません。 No29に記載のとおり、一箱あたり30個入りですので、30個×1,200箱=36,000食分という想定です。
質問	112	説明会							非常用倉庫の全調理場食数分の備蓄カレー購入費用は、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
意見	1	実施方針	4	第1	1	6)	(3)	②	維持管理及び運営に係るサービス対価について、本事業は公契約条例に基づく人件費に係る取り決めがあります。維持管理及び運営に係るサービス対価の内、人件費については最低賃金上昇の影響を受けやすい給与価格帯であります。一方で、維持管理及び運営の期間は15年間であり、その間の最低賃金の上昇または上昇率は容易に想定できる状況ではないため、積算時点で計算に含めることもできません。 そのような中で、今回の実施方針には人件費を固定料金と想定されていますが、それでは公契約条例をその趣旨に基づき、適正に運用していくのは難しいのではないかと考えます。 そこで公契約条例を適正に運用するためにも、人件費に係る変動を毎年考慮する仕組みを明確にし、ご用意いただきたいと考えます。	維持管理及び運営に係るサービス対価の改定の仕組みは想定しており、入札公告時に公表する事業契約書(案)の中で示します。

実施方針等に関する質問・意見及び回答

区分	No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問内容	回答
意見	2	実施方針	6	第2	2				民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール(予定)の提案書の受付・入札について5月中旬を検討している旨の話が実施方針説明会でありましたが、銀行との協議、各社の入札価格の意思決定の期間を考えると長期休暇期間もあり非常に難しい面も出てくると思われます。可能な範囲で受付・入札日を5月下旬でお願いできれば助かります。	契約締結の議案を市議会へ提出する日程から逆算すると、5月中旬とせざるを得ないものです。長期休暇期間もあり事業者の皆様にはご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解ください。
意見	3	実施方針 (リスク分担表)	22						建設工事の工事費については公共工事標準請負約款第25条(スライド条項)に準じ、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更を認めて頂けることを要望します。このことにより建設企業のリスクが減り、提出価格にリスク分を見込む必要がなくなります。	質問No6への回答をご参照ください。
意見	4	要求水準書(案)	48	第2	3	8)	(1)	オ)	既設の構造物(クラブハウスなど)の撤去について、図面等の資料をご提示くださいますようお願いいたします。	別添資料14 幸スポーツ広場クラブハウス図面を参照してください。
意見	5	要求水準書(案)	48	第2	3	8)	(2)	ア)	(ア)道路の拡幅部分の舗装構成等について、参考図面等の資料をご提示くださいますようお願いいたします。	別添資料15「豊橋市道路掘削及び路面復旧工事の施工に関する要綱」別紙「道路掘削跡復旧標準構造図」のAタイプを参照してください。なお、実際の施工にあたっては、現況をご確認ください。
意見	6	要求水準書(案)	50	第2	3	8)	(6)		分流区域と合流区域の境界を、CADデータ上にお示し下さいますようお願いいたします。	分流区域と合流区域の境界に関するデジタルデータが無いことから、境界については資料4-2を参照してください。
意見	7	要求水準書(案)	113	第5	13	4)			駐車場開放が行われた際の交通誘導など駐車場管理や、発生した問題への対処につきましては、選定事業者で対応するのは難しい内容と存じますので、貴市にてご対応いただきますようお願い申し上げます。	質問No103への回答のとおりです。
意見	8	説明会 見学							説明会では非常に丁寧な説明がありましたが、各学校の配膳室、エレベーターを含めた見学会、または個別見学等の機会をいただければ幸いです。	入札説明書の公表時に改めて行う方向で検討をいたします。